

「三番瀬ミーティング」(H28.3.12開催)

会 議 録

日時：平成28年3月12日(土)

午後1時30分から午後4時15分まで

場所：市川市行徳公民館 レクリエーションホール

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより『三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部次長の半田より御挨拶を申し上げます。

半田次長：皆さん、こんにちは。千葉県の環境生活部の半田でございます。寒い日が続きますが、本日は、多数の皆様にご三番瀬ミーティングにお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、三番瀬専門家会議からは箕輪委員、村上委員、柴田委員に御出席いただきました。お忙しい中をありがとうございます。深く感謝申し上げます。三番瀬の再生について、地元住民の皆さん、漁業関係者、学識経験者、環境保護団体の方々などからいろいろな意見を聞きながら、三番瀬ミーティングを開催していますが、今回で9回目となります。これまでラムサール条約の話、青潮や干潟的環境形成の問題あるいは塩浜一丁目の護岸について、意見をいただいています。県は、こうした御意見も伺いながら、事業計画のもとで、様々な施策を行ってきているところです。それらのうちの一つに、自然環境調査があります。鳥類の経年的な個体数の調査や底生生物、底質環境の調査その他様々な調査を実施していますが、これに関連して、本日の第一部として、三番瀬専門家会議委員もお願いしている、公益財団法人日本鳥類保護連盟嘱託研究員の箕輪先生に、「東京湾の鳥類－特にスズガモについて」御講演をいただくこととしています。第二部の意見交換会では、市川市から市川漁港整備事業計画について、国土交通省から船橋航路付帯施設防泥柵の補修について御報告します。また、さきほど申し上げました自然環境調査については、来年度実施する予定の三番瀬自然環境総合解析の実施方針について御報告させていただいた後、いつものように、御参集いただいた皆様から御意見や御発言をいただければと思います。本日の三番瀬ミーティングが、参加された皆様にとって、意義のあるものになればと期待しております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

2. 第一部 講演

事務局：それでは、さっそく「第一部 講演」へと入らせていただきます。講師の、箕輪義隆様を御紹介いたします。日本鳥類保護連盟嘱託研究員である箕輪様は、野鳥イラストレーターとして数多くの書籍や雑誌にイラストを描く一方、三番瀬をはじめとする千葉県の鳥類調査に携わるなど、鳥類研究者 としても幅広く御活躍をされています。また、平成24年度からは「三番瀬専門家会議・委員」として、主に「鳥類」について様々な御助言をいただいております。今回は、東京湾の鳥類—特にスズガモについて御紹介いただけたとのことでした。

それでは、先生よろしく願いいたします。

講演「東京湾の鳥類—特にスズガモについて」

公益財団法人日本鳥類保護連盟嘱託研究員 箕輪 義隆氏

(講師講演後)

事務局：箕輪先生、ありがとうございました。

ただいまの御講演につきまして、何か御質問等ございますか。

事務局：特に御質問等ありませんか。では、御質問がないようですので、ここで第一部を終了させていただきます。

では、15分間の休憩を挟みまして、2時20分から第二部の意見交換会を開催したいと思います。それではしばらく休憩に入らせていただきます。

先生、どうもありがとうございました。

3 第二部 意見交換会

事務局：ただいまから、「第二部 意見交換会」を始めます。

はじめに、意見交換会でのお願い事項を申し上げます。司会役の進行に沿って、御発言をいただくようお願いいたします。なお、発言の際には、発言者御自身のお名前をおっしゃっていただくよう御協力をお願いいたします。また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう、要旨を簡潔にまとめて、お一人様3分以内でお願いいたします。発言の際には、担当者がお席にマイクをお持ちしますので、会場のほかの皆様によく聞こえるよう、マイクを口もとに近づけてお話しください。発言に当たっては、『三番瀬の再生』という目的に沿って御発言いただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言は、お控えくださるようお願いいたします。

なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日、会議録等をホームページ等で公開いたしますので御承知おき下さい。

それでは、意見交換会の司会進行は、環境生活部次長の半田が行います。よろしく申し上げます。

半田次長：予定した時刻より少し早いのですが、お待たせするのも申し訳ありませんので、スタートさせていただきます。しばらくの間、円滑な進行に御協力いただくようお願いしたいと思います。

お手元に資料があると思うのですが、市川市、国交省、県から御報告させていただいた後、御質問あるいは参加している皆さん同士の意見交換を進めていただければと思います。時間としてはいつものとおり、概ね90分を予定しておりますが、大幅に伸びない限りは、挙手していただいた皆さん全員に御発言いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って、まずは市川漁港整備事業計画について市川市さんから説明をよろしく申し上げます。

市川市：市川市行徳支所地域整備課の小川でございます。市川漁港整備事業計画について報告します。市川漁港の位置関係ですが、市川市の南部に位置しており、所在地は市川市塩浜一丁目3番地先となります。最寄り駅はJR京葉線市川塩浜駅です。次に漁港の整備計画についてですが、市川漁港は、市川Ⅱ期埋立計画を前提として整備されたことから非常に狭隘で十分な漁港施設用地もなく、完成から約45年が経過しております。防波堤などの外郭施設の老朽化が著しい状況です。このようなことから、外郭施設、係留施設及び輸送施設を整備して、安全性の確保や漁業活動の効率化による生産コストの縮減を図るものです。事業期間は、Ⅰ期、Ⅱ期に分け、第Ⅰ期事業計画は平成27年6月に事業基本計画として水産庁、千葉県より承認を受けて

おり、第Ⅱ期事業については、第Ⅱ期事業基本計画案作成時に改めて検討してまいります。整備内容は、係留漁船数が88隻、防波堤や係留施設、駐車場を整備するものです。現在、防波堤などの実施設計を行っているところです。施設構造は、軟弱地盤での地盤改良を必要とせず、また、通水性が確保できるよう、防波堤はジャケット式を、そして、突堤部分では杭式を選定しました。更に、関連工事として、漁港整備を行わない漁港区域内の護岸区間、約250mにおきまして、護岸の延命化対策として、平成28年度から3か年に分けて、袋詰玉石設置及び吸出防止剤布設による護岸補強を図ってまいります。なお、工事に当たり、工事着手前から工事完了後までの間、モニタリング調査を行う予定です。調査回数は年2回、調査項目は、地形・底質・水質・海生生物の4項目、調査期間については、平成28年度から33年度までを予定しております。モニタリング調査の判断基準としては、今年の2月の三番瀬専門家会議において、委員の方から意見をいただいています。その結果、陸地から200m地点において、地形については、施工前の海底面に対して±0.5m以上変化しないこと、底質については、泥分が40%を超えないこと、そして水質については、人為的な懸濁物質が10mg/Lを超えないこと、と考えております。報告は以上でございます。

半田次長：はい。それでは、続きまして 2 つ目の船橋航路の付帯施設の防泥柵の件については国交省の方からよろしくお願ひします。

国交省：国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所です。本日は船橋航路付帯施設防泥柵の補修についてということで、お手元の資料 2 により御説明させていただきます。まず、今回補修を検討しております防泥柵の位置でございますが、お手元の資料 2 の 1 ページ目に記載しております図の青枠で囲っている所になります。延長は 1.1 km ありまして、その隣のピンクでハッチングしている所が船橋航路ですが、船橋航路の脇に設置されている施設が防泥柵でございます。この船橋航路ですが、水深がマイナス 12m で、船の通行路となっており、黄色で囲ってありますのが耐震強化岸壁ですが、こちらへ物資を運ぶ船の通行路となっております。その脇に三番瀬が存在しております、こちらの水深がマイナス 0.7m 程度ですので、その土砂を抑えている働きをしているのが、この防泥柵でございます。この防泥柵でございますが、昭和 45 年に完成しております、現在、老朽化が著しい状態です。老朽化につきましては、2 ページ目に現状の写真を添付しています。この防泥柵の構造なのですが、鋼矢板と呼ばれる鉄の板でできておりまして、塩害等により腐食が進んでおります。写真 3、写真 4 などを見ていただくと、この鉄の板に穴が開いている状況がご覧いただけるかと思ひます。また、鉄の板を抑えている上部のコンクリートと呼ばれている所なのですが、写真 1、写真 2 などを見ていただくと、コンクリートが老朽化によって欠落してしまっている状況がおわかりいただけるかと思ひます。これらの状況を放置しておきます

と、防泥柵の崩壊に至ってしまいまして、三番瀬の土砂が航路側の方に流出してしまう可能性があることから、今回補修の計画を立てているところです。今後の補修のスケジュールなのですが、2 ページ目の下の方に書いてありますとおり、平成 28 年 6 月から補修方法の詳細な検討と施工方法の検討を予定しております。そして、検討が済み次第、平成 29 年 4 月から補修工事に着手することを予定しております。なお、補修の完了までには 3 から 5 年程度かかる見込みでありまして、補修工事の実施時期につきましては、海苔の養殖に影響を与えない時期の 4 月から 8 月までを予定しているところです。また、こちらの補修の施行が生物の生息基盤に与える影響を把握するために、生物が多く生息している冬季に生物調査を実施することを予定しております。以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

半田次長：はい、それでは 3 番目、平成 28 年度三番瀬自然環境総合解析につきまして、県の自然保護課から説明をお願いします。

自然保護課：千葉県庁自然保護課の竹重と申します。資料 3 の平成 28 年度三番瀬自然環境総合解析について、資料に沿って御説明させていただきます。三番瀬につきましては、これまでに平成 23 年度から一つのスパンという形で、種々の調査を実施してきたのですが、平成 28 年度は最後の年になります。目的としましては、平成 23 年度から実施してきました三番瀬の自然環境調査の調査結果等を集約しまして、三番瀬の自然環境の中長期的な変化傾向を総合的に取りまとめることを目的として、三番瀬自然環境総合解析を実施する予定でございます。解析内容としましては、平成 23 年度から 28 年度に実施しました三番瀬自然環境調査の結果及び他機関等が実施した諸調査の結果から、三番瀬の現状について把握をいたします。平成 28 年度については、毎年やっておりました鳥の調査を、6 月まで少し延長しまして、28 年度分ということになります。さらに、総合解析のようにいくつかの調査を合わせて総合的に解析したものが、これまでに 3 つございます。市川二期地区京葉港二期地区に係る補足調査報告書、平成 15 年度三番瀬自然環境総合解析、一番最近のもので、平成 22 年度三番瀬自然環境総合解析報告書等の過去の調査結果と 3 つの解析で把握しました三番瀬の現状を比較検討し、三番瀬の自然環境がどのように変化しているか把握するとともに、変化があった場合にはその要因を考察します。さらに、三番瀬の自然環境の今後の変化傾向についても考察を行います。そして、(4) としまして、今後の三番瀬の自然環境の把握に必要な調査及び情報の収集や整理、解析にはどのようなものがあるかについても、

今後、検討をいたします。実施につきましては、三番瀬の専門家会議の委員の方の御意見を参考にしながら、平成 28 年度中に報告書を取りまとめる予定でございます。裏面に平成 23 年度から 28 年度まで行ってきた調査の内容がございます。上からいきますと深淺測量を平成 23 年度に、そして底生生物や水質、底質、水環境のモニタリングを平成 26 年度、それと現在やっているところですけども稚魚の生息状況の調査を平成 27 年度にやりました。鳥の調査につきましては、平成 24 年度から続けて現在もやっております。平成 28 年度は 1 年間やるわけではないのですが、6 月までの予定で鳥の調査を行う予定でございます。以上でございます。

半田次長：3 点報告がありましたが、特に追加説明は無いでしょうか。それでは、御自由に御発言いただこうと思います。冒頭、お話しいたしましたが発言されるときには、まず氏名をおっしゃっていただいて、それから恐縮ですが、少し暗いので挙手される方ははっきり挙手していただけるようお願いいたします。それでは、御自由に御発言いただきたいと思います。まずは、挙手をお願いしたいと思います。それでは、マイクを回します。

参加者：牛野と申します。三番瀬はこれまで、干潟的環境形成ということで長いこと議論、検討されてきました。2 月の県議会で、諸橋副知事が三番瀬は東京湾に残された重要な湿地であると答弁されました。すなわち干潟的環境ということで手を入れることは三番瀬全体の自然再生の効果は限定的である。また多額の整備費や管理費がかかることで実現性は低いと答弁されたわけです。私たちと同じ方向を見ている、と私は嬉しく思いました。このうへは、一日も早くラムサール登録にして世界の仲間入りをしてほしいと思います。漁業者にとってもラムサール登録をされることで、将来にわたって漁業が保障されると思います。しかし現在のところ漁業者は漁場の再生が先とっておりますが、何が先なのか、私たちには分かりませんので、私たちと話し合う場を持ってほしいと思います。県はこのミーティングが話し合う場所だとおっしゃるのですけれど、話し合いの場所には、私はなっていないと思いますので、是非仲立ちをして話し合いの場を持ってほしい。これが 1 つです。それから 2 つ目は、現在の三番瀬の状況は、先ほど箕輪先生からもお話しされたように水鳥がたくさんおります。ところがそういう中をカヤックだとか、釣り人、それからカメラマンなどが入り込んで、水鳥が安心して過ごせない状況です。また、小さなアサリでも根こそぎ持って行ってしまう方がおります。海が万人のものであることは言うまでもありませんが、干潟、海を利用する生き物中心のルールづくりを県は目指してほしいと思います。以上です。2 つ申し上げました。

半田次長：2点いただきました。1点目は県議会の答弁の中で、お話しにあったような答弁がありました。それを受けてラムサール条約を積極的に進めてもらいたいが、漁業関係者の方と話し合いの場を設けていただきたいということが第1点目だと思います。第2点目は、三番瀬の利用について、問題がある方がいらっしゃるということで、ルールづくりをお願いしたいという、そういった主旨でよろしいでしょうか。この2点について、回答よろしく申し上げます。

自然保護課：自然保護課の大木と申します。1点目の話し合いの場ということについてお答えしたいと思います。先ほど牛野さんから御意見を頂戴したところでございますが、県といたしましては、三番瀬ミーティングを重ねておりまして、このミーティングの場というのは、地元の住民の方のもとより、三番瀬を生活の場として営んでおられる漁業者の方々、あるいは自然保護に関心の強いの方々、そういった三番瀬に係わる全ての皆さんに御自由に参加していただいて、御意見を言っていたり、意見交換をしていただいたりという場であると考えております。したがって、本日も各方面の皆さんがおいでいただいておりますので、まさにこういう場でもって、意見交換を深めていただければというふうに我々は考えております。

半田次長：二点目のルールづくりの方は、答えられますか。

環境政策課：三番瀬のルールづくりというのは、以前から議論されているところでございます。それにつきましては、情報等を収集しまして、その利用形態に応じて新たにルールづくりが必要な場合には、それぞれの管理者と協力して、関係者の参画等に関する調整や協力、助言などを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

半田次長：いかがでしょうか。もう少し御発言があればお願いします。

参加者：今の回答では、ちょっと不満です。というのは、話し合いの場って申し上げましたけれども、いつも県の回答だけなんです。それに対してはこうだっという漁業者からの意見は聞いたことがありません。このミーティングの場が話し合いの場とは、私には思えません。それからルールづくりですけれども、小さなアサリを持っていたり、それから水鳥を脅かすような行為がされたりしております。ですから、水鳥にとっても生き物にとっても三番瀬は自分たちの住むところだし、私たちが三番瀬は、私たちの海ですけど、そこをやはりルールをつくって、鳥がいっぱいいる時にはカヤックなどが来ないようにするとか、小さなアサリまで持って行かないようにすると

か、そういったルールはすぐできるのではないかと思います。

半田次長：今の御発言に対して、何かありますか。

自然保護課：この場が話し合いの場としては、少し不十分であるといった御発言だったと思いますけれども、形として皆さんと県が対面しているので、皆さんと県との意見交換のような形に思われてしまうかもしれませんが、この場というのは、そういう場ばかりではございません。参加者皆さんでの意見交換を大いにやっていただける場だと考えております。今日も漁業関係者の方もおいでいただいていると思いますので、直接漁業関係者の方からも御意見を頂戴できればと考えております。

半田次長：ルールづくりの方は、今の実情とかありますか。

環境政策課：ルールづくりにつきましては、いろいろなところを調べて、それぞれの目的があってやられているというのはありますが、今おっしゃいました小さなアサリとか、水鳥の保護とか既存の法令等で処理できる部分もあると思います。今後、必要があれば、各団体に調整が必要になってくるというふうに考えております。

半田次長：はい。いかがでしょうか。それでは、その後ろの方お願いします。

参加者：市川市に住んでおります谷藤でございます。環境団体にも所属しております。よろしく申し上げます。この三番瀬ミーティングが、今お話しありましたように、三番瀬の再生について、地元の住民、漁業関係者、環境保護団体など、千葉県が意見を伺うことを目的としていると御案内の中にも書いてありましたけれど、千葉県が意見を聞くだけではなく、意見交換の場であるということですので、私の考え方を述べさせていただければと思います。まず一点目は、先ほどの報告の中で、三番瀬の自然環境総合解析をこれまで長いことやってきましたが、最終的には県の調査と、それ以外の他の機関等が実施した調査も含めて総合的に解析をするということですので、三番瀬は市民の皆さんが相当長いこと調査していますけれども、そういうのも含めてきちっと反映するということなのかというのが、1点目のお聞きしたいことです。それから干潟的環境形成、いわゆる人工干潟につきましては、やはり環境面、それから費用の面、両面からこれはもう白紙に戻すと、検討ということで造ると決めたわけではないということだと思いますけれども、やはりやめていただきたいということが一つお願いです。1点は、調査についてはどこまでを調査の参考にするのかということをお聞きしたい。2つ目は塩浜2丁目、3丁目の護岸が、まだ立入禁止が続いております。これはいつまで立入禁止という状況を続けていくのか、皆さんが降りていく状況では

ないにしても、あのままですと本当に地元にとりましては、せっかくの三番瀬を護岸からしっかりと見ることができないと大変残念なんですけれども、これはいつまで続くということなのか。安全性を確保しながらもやはり身近に三番瀬を見る、そして学ぶという状況をできるだけ早い時期にさせていただきたいなと思います。質問とお願いです。それから3つ目は、三番瀬の再生ということを条件にしてお話してくださいとありましたが、28年度中に環境の再生について解析ができるということですが、是非、その再生と申しますとね、まず、このままでは良くないな、心から再生という話になると思うんですけれども、この三番瀬の価値をアピールするというのも再生という考え方の中に入れていただきたいと思います。3点です。

半田次長：3点について、御要望でよろしいのでしょうか。

参加者：要望と質問です。

半田次長：それでは、まず1点目の質問ですが、総合解析を行うに当たってのデータの話です。

自然保護課：自然保護課の竹重です。総合解析の御質問についてお答えいたします。この他機関等の調査した結果という際の際他機関ですが、今まで総合解析に使ってきた他機関の調査は、県の他機関が行っております貝類の調査ですとか、水質の調査、もしくは国等で実施しております水質等の調査結果などを使わせていただいております。また、民間の調査の結果といたしましては、鳥の調査の結果等を使わせていただいております。その他、こういう調査をしているというような内容がございましたら、できれば教えていただければ、内容を見まして比較検討ができるようなものであれば、積極的に使わせていただきたいと思います。思っております。

半田次長：はい。それでは、2点目の護岸の立ち入りの件ですが、どうでしょうか。

環境政策課：塩浜の護岸に関しましては、現在、200mというふうに呼んでいますが、今年度は捨石工等を、来年度は、覆うような工事を行い、二丁目が完成するのが29年度を予定しております。それからその後に、三丁目の工事に入って行くというような予定になっています。今の立ち入りの件ですが、先ほどお話しがありましたけれども、特に塩浜2丁目の部分を見ていたら分かりますが、いわゆる後背地が今の形だと、危険があるなという感じは受けております。ですから、その部分について、いつ立入ができるというのはこちらの方では、今の時点でお話しすることは難しい状況です。

半田次長：3つ目の三番瀬の価値という話についてはどうでしょうか。

環境政策課：三番瀬につきましては、三番瀬の再生計画の中に広報というものがあつて、パンフレットを配布したりホームページ等で配信したりしています。特に最近船橋市さんの三番瀬海浜公園の関係でかなり新聞等にも取り上げられています。県でも海浜公園のオープンに当たつて、専門的見地から展示物等に対して助言等を行っているところでございます。周知という部分について、どの程度というのは非常に難しいのですけれども、そういう形で今まで広報活動を実施させていただいております。

半田次長：はい、3つ目のお話しは難しいのかもしれないのですが、特に1点目の調査の話や、2点目の立ち入り禁止の話、立ち入り禁止は実際に見ていただくと、危険もあるのですが、他にも補足されることがあればお願いします。よろしいですか。それでは他の方、御発言をお願いします。

参加者：習志野に住んでおります中山と申します。先ほど国交省さんの方から説明された件に関連して、質問等させていただきます。千葉港湾は千葉県が管理しているということですが、今の話だとそのまま国交省さんがこの船橋航路について管理されているようなのですが、どういう分担になっているのかを教えてくださいたいと思います。それと2点目ですが、船橋三番瀬海浜公園前のいろんな施設は、従来、企業庁が管理していました。管理用道路だとか、砂浜だとか、突堤とかですね。それで企業庁ですが、この3月末で解散しますよね。そうするとそれらの施設は、今後どこが管理するのかを教えてください。具体的には、管理用道路、砂浜、突堤、それと旧航路、これはその前に防泥柵があるんですけども、その防泥柵は今後どこが管理するのか。これは国交省さんじゃないと思うんですけども。その辺を教えてください。

半田次長：2点ありました。国交省さんと県の役割分担がどうなっているのかという御質問ですが、どなたかお答えできますか。

国土交通省：国交省でございます。よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。1点目の御質問で、管理の件だけ当方からお話しします。今後の船橋航路につきましては、原則県の管理でございます。ただ、堆積土砂の量が多いため、国の事業でできることになっておりまして、その関係で船橋航路の浚渫、及び防泥柵の補修も併せて行わせていただくということでございます。ですので、補修が終わり

ましたら、引き続き管理は県に移るという認識でお願いします。

半田次長：基本的には県の管理ということになると思います。2点目は、県の企業庁という組織が無くなるので、管理用道路や突堤、防泥柵などいくつか話がありましたが、これらの施設がどこの部署の管理になるのかという御質問でよろしいでしょうか。こちらについて、お答えできる方、いらっしゃいますか。

港湾課：県土整備部港湾課の秋山と申します、企業庁が今回、収束することによって、港湾施設として引き継ぎを受けることになっておりまして、企業庁から財産の引継ぎを、現在進めております。企業庁の施設の一部に関しては、港湾課が港湾施設として引き継ぎまして、三番瀬に支障が生じないよう維持管理等を行うこととしております。

半田次長：はい。基本的には、今の話は、県の内部の組織の話になるんですが。

参加者：あの、砂浜も港湾課が管理するんですか。

港湾課：管理区分なんですけれども、海岸の方は県で管理しているところと、市の方で公園として管理していらっしゃる場所とあり、各々、役割分担がありますので、各々の管理者で管理していくこととなります。企業庁のすべての施設を港湾課で引き取るというのではなくて、各々、管理すべき管理者の方で、引き続き今までどおり管理していくこととなります。

半田次長：よろしいでしょうか。はい。それではマイクお持ちします。

参加者：加藤と申しますが、先ほどの三番瀬の利用について、ちょっと意見と質問をしたい。1つはですね、貝を小さいものまで採り尽くす、こういう人たちがかなりいますから、そういう人たちがちょっと問題なんですね。それは自然環境維持・保全に非常に重大な影響を与える。小さな貝まで採り尽くす、壊滅させるというのは問題です。もう1つは、資源に関して言えば、貝を採り尽くす。これは非常に問題です。それは、先ほど法律で対処できるということでしたが、やはり法律があるなら実行してほしいですね。貝を勝手に小さなものまで取るのを防ぐことは、三番瀬の再生、自然環境保全維持になりますから、それについては実行してですね、チェックしてほしい。

半田次長：はい、ありがとうございます。先ほど出ましたけれども、三番瀬の資源を採り

尽くすような人がたくさんいて、それに対して考えているだけじゃなくて、それをきちんと対応してくださいとそういう御趣旨でよろしいでしょうか。それでは、いかがでしょうか。

県水産局：千葉県の水産局です。今、小さい貝というお話がありましたので、御説明いたします。千葉県海面漁業調整規則というのがございまして、その中で殻長 2.7 cm 以下のアサリにつきましては、採ってはいけないことになっております。今、規則と申しましたけれども、罰則もございまして。県といたしましても、三番瀬などあらゆる所に看板などを立てて、漁業者は当然として、一般の方々にもそういう貝は採らないようにということで周知しているわけですが、知らない一般の方々に対しては、今、周知も図っていますし、実際、取り締まりを行っています。これは海上保安部等が、取り締まってくれますので、もし、こういう事実を明確に発見したのであれば、そういうところにおっしゃっていただくと良いと思います。

半田次長：実際に取り締まりを行っているということの話だったと思うのですが、もし、みなさんも見られたら、どんどん連絡してください、そういうことでよろしいでしょうか。

参加者：どこに連絡したらよろしいのでしょうか。それと連絡している間にその人がいなくなってしまうたら、どうしたらいいのでしょうか。

半田次長：連絡先のことと、連絡している間にその人がいなくなってしまうというお話がありました。

県水産局：皆さん、海上保安部って御存知ですか。

参加者：名前は知っています。

県水産局：海猿です。海猿。あの部署ですね。今連絡先まではわからないのですが、それともう1つは、千葉県の水産課の方にお電話いただいても結構です。

半田次長：今の話に関連してということですか。それでは、どうぞ。

参加者：法律があるのに採られてしまう、そういう認識はされてないのですか。日常茶飯事です。結構、毎日のように、小さな貝、買い取ってくれ、商売をやっている人いるんですよ。日本人だけじゃなくて、他の国の人がね。日常茶飯事。お宅の方も

わかっているんだったら、自らチェックしてほしいですよ。そういう法規があつて、担当されているわけでしょ。我々だけじゃなくて、担当課としてやるべきです。どうなんですか。

県水産局：やっていますよ。

参加者：実際に見回りをどの程度やっているのか。

県水産局：私は種苗放流などを担当している部署の者で、取締りを担当している部署ではないので、詳細については答えられなくて申し訳ないのですが、ただ、回答しましたように、看板等で周知も行っておりますし、我々も、毎日に行けませんが、見回りもやっております。

参加者：周知の徹底はいいんですよ。看板も。だから実行してほしいんですよ。チェックしてね。我々も連絡ぐらいならしますが、本人に言ったって関係ないですよ。実行してチェックしてほしいですよ。

半田次長：はい。御要望ということで、もっと積極的に見ていただきたいというお話をいただきました。それでは、こちらの列の後ろから2番目の方。

参加者：市川漁港の整備について、3件、聞かせていただきたい。1つは市川漁港の整備に当たって、予算総額はどれくらい考えているのか。国、県、市でどのぐらいで総額を出すのか。2点目は、現在、市川漁港で操業されている漁業者はどれぐらい居るかですね。もう1つ。将来展望も含めて、新しくなる漁港をどういう形で利用されていくのかという見通しですね。漁業者の将来的な見通しをお聞かせください。3番目は、当然、公共事業費といえますか、環境問題を含めた対策をやりますけれども、当然、その行使された費用に対する、対費用効果をどのように市はみているのか。以上です。

半田次長：市川漁港整備は最初に説明した件ですが、1点目は予算総額がどれくらいかということと、国、県、市の負担割合はどのようになっているのかという御質問です。2点目は、今利用している漁業者数、それから将来の見通しということだと思います。3点目は、費用対効果をどのように考えているのかという御質問です。それでは、よろしく申し上げます。

市川市：市川市の浅尾と申します。御質問、ありがとうございます。1点目の予算と割合に

ついてですけれども、市川漁港整備事業につきましては総事業費としては約 18 億円でございます。またこの事業は、国及び県の補助をいただいて進められているものでございまして、その割合としては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 になり、市が残りという形になっています。2 番目に漁業者数についてですが、だいたい漁業者数としては約 80 名でございます。また将来としても約 80 名でございます。このことにつきまして、漁業者の方にアンケートをとりまして、実際に後継者がいるかどうか確認をしているところでございます。3 番目にこの公共事業としての費用対効果ですが、費用対効果としましては、漁港の整備効果として、今の市川漁港は狭く古いので、そういった漁業就労環境が向上すること、また、その生産性が向上すること、そういったことを効果として考えております。以上です。

半田次長：今の回答に対してはよろしいですか。はい。他に御質問はございますか。はい、お願いします。

参加者：浦安の後藤です。前回のミーティングの時にも三番瀬を長期的に良くしていくという視点で考えてくださいと県にお願いしたんですが、昔は良い自然が、メカニズムが働いていたものを、護岸で長期にわたって分断していたものですから、護岸で衰退しちゃったのですね。漁業者の方、いつもですね「じゃ、青潮はどうするんだよ」、「土砂供給や淡水導入どうするんだよ」といいます。だけど、今までは県の対応も含めてですね、目先のことはやっているのですが、100 年先とか千葉県がそういうメカニズムを取り戻すという覚悟でやらないと、たぶん、三番瀬はいつまでたってもよくなると思うんですね。それでは、環境をどうするか、青潮どうするのか。土砂供給を少しずつでも良いから出して行って、そういうメカニズムを長期的にうまく回していくことがすごく大事だと思うんですよ。その歯車が今まで三番瀬のミーティングやってきたけど、そういう方向で動いてないということです。もう少し県も、三番瀬は貴重な場所なので、そういう覚悟を持ってもらって、まあ 50 年とか、10 年とか、20 年でもいいですから、原点に戻って対策をきちっと作り直してほしい。それは、非常に大事なことで、将来に向けて、きちっとやってください。それから、漁業者だって市民だって、メカニズムを検証する場所を造ったらどうですか。実は再生会議で、条例案というのを作ったんですよ。利用が進めば進むほど逆の面がでてくるわけですね。そうすると漁業者が見ていますが、市民がもしかしたら、そういうことをお手伝いできるかもしれないんですね。たぶん読んでいただくと、僕もはっきりと覚えてないんですけど、あれ作った時にそういうことを議論していたと思います。今まで議論してきて、あそこまで分厚い条例案を作ったんだから、皆さん見直して、利用と保全をどうするかぐらいはもう一度議論した方がいいと思います。そういう場をつくってください。それからちょっと違うん

ですが、視点変えますが、行徳野鳥観察舎が、県の行革審で、耐震性に問題があるので、今、閉鎖されています。以前からこの行徳湿地ワーキングで皆で議論しながら、行徳湿地の将来像というのを県に提出しました。行徳湿地をエコミュージアムとして、きちっと整備して行こうじゃないかと。そこで人材もつくって行って、行徳湿地ながらの、干潟の形成とかそういうことを含めて、みんなでやっていこうよと、そういう報告書を県の方に出した記憶があります。そんな中で、行徳野鳥観察舎についてどういうことが書いてあるかという、整備手法として、行徳野鳥観察舎は、最初に利用者が訪れる場所なんです。そういう位置づけが書いてあります。そういう施設だよと書いてあります。県が非常に厳しいことは分かっていますが、三番瀬の後背地として非常に重要な場所である。三番瀬にとっても一体となるような、非常に重要な場所であるということが、土砂供給を含めても、湿地の役割が非常に大きいということがうたわれている。そこで一番大事な観察舎が閉鎖されて、人材育成を含めてやっていこうよと提言している中で、県が行革審の決定だけで後のことは県は知らないよと。市川市は存続させるために要望していますし、市民の皆さんも署名を集めて一生懸命要望しています。県としても非常に重要な場所であるということで、行革だから切ればいいという話じゃなくて、やはり三番瀬の検討も含めて行徳湿地の検討も含めてやってきたのですから、その辺の過去、どういう議論がされてどういうふうにとまってきたか、もう一度よくみていただいて、しっかりした考え方をもって、行革審の決定が出た場合に、いわゆる県も市川市さんと一緒になって、取り組むべきだと思います。非常に大事な場所だと思います。人材育成をやるためには施設が重要です。利用者が最初に訪れる場所です。環境学習なんかでも使っています。そういう意味では、もうちょっと県の方もただの建物じゃなくて、貴重な湿地を市民の皆さんに知ってもらって、人材育成の場として重要な場所ということを認識していただいて、県の方からそういう発言を部署の方から、やはりきちんとやっていただきたい。以上です。

半田次長：総じて言うと、きちん長い目を持って、三番瀬の再生をきちんと公的に取り組むべきだ、そういう場をつくるべきだということだと思います。また、行徳野鳥観察舎については耐震性が低くて、12月に閉じたんですが、県が行革審の中で、公の施設としては廃止の方向性が打ち出されて、現在、全然結論は出ていないのですが、県の方としても、あそこは重要な人材育成の場であるし、行徳湿地に入って一番最初に人が訪れる場所なので、きちんとした考えを県の方で持ってもらいたい、そういうことだろうと思います。御要望だと思うんですが、この2点についてありますか。

環境政策課：一つ目のより三番瀬の原点にということで、長期的に取り組んでくださいと

ということですが、それについては重々、承知しております。三番瀬の基本計画の中にも、今、おっしゃられた三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場、云々というようなことも書いてあります。これにつきましては、ある意味短期的な視点では、現状では護岸の改修、これは上流、川の方も含めて行っていて、それで、川の方は水利権が設定されているということがありまして、御質問者様からのお話しですと、近視眼的だということになってしまうかもしれませんが、なかなかどうなのかなというのがあります。あと条例につきましてはですね、今言ったとおり、こちらの方としましては、三番瀬というのは東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域ということで、その認識はあります。ここにお集まりの皆さんもそういう認識で、こういうふうにご参加いただいていると思うのですが、進め方等々について、あと保全や利用の仕方について、さまざまな意見や考え方があるということをごさしまして、なかなか、皆さんで合意になって進んで行くという形にはなっていないと、承知しているところでございます。

半田次長：野鳥観察舎の話が今日、初めて出たのですが、こちらについてはどうですか。

自然保護課：観察舎について、貴重な御意見ありがとうございます。我々、県の方といたしましても、観察舎そのものは、御案内のことかと思えますけれども、耐震性が極めて悪いということで、現状のまま使っていくのは危険性があるということで、12月の末をもって、休館という形にさせていただいているところでございます。現在の観察舎そのものについては、お話しにもありましたが、行革審でいろいろ御審議いただいておりますので、その結果を待って、現在のものをどうするかというのは、パブリックコメントなどもかけた中で、県として、現在の観察舎をどうするか一定の結論を出す形になろうと思えます。湿地の方は、貴重な湿地ということで県としても重々承知しておりますので、湿地については今後も大事なものとして取り扱っていくという認識はもちろんございます。その上で観察舎については、まだ答申もでていない状況ですが、仮に観察舎がなくなるようなことがあれば、市川市さんの方からも御要望も頂戴していますので、その辺はまた関係者といろいろと協議しながらですね、今後の行方については考えていきたいと考えております。

半田次長：いただいている野鳥観察舎に関する要望については行革審の方には、きちんと伝えることにはしてあります。

参加者：観察舎の件については、三番瀬ミーティングでの意見は、行革審にも伝えていただきたいと思えます。それはお願いします。長期的な対応というのは、始めるのは、

すぐやらないといけないんですよ。だからできないよっていう話じゃなくて、いろんなことを詰めながら、できるところを少しでもやっていくっていうように、方向転換しないと永久にできないということです。だから、本当に国とか県とか審議会とかそういう人も集めて、議論していかないと、本当に変わらないと思います。それからもう1つ、土砂供給にしたってそうです。例えば、土砂はどうするのかというと、やはり河川から流れてくるのが一番。要するに自然のメカニズムですよ。どっかから持ってきて積むと、ものすごいお金かかるんだけど、どういう方法があるか、当時かなり議論しました。いろんな会議で。だからそういうのも含めて、もう一度、方向を少し例えば50年後を見据えて議論しないと、流れは変わらないですよ。目先のことも大事だと思います。県として、何十年後にはこういう方向に持って行きたいから、議論を始めますよというスタートを宣言しないと、これは始まったことにならないですよ。一年に何m³でもいいからこうやってやっていこうよ、みたいにやっていかないと、実際に動かないと、それは良くなりませんよ、絶対に。次の世代に引き継いでいかないと、そういう担保をとって、再生とかね、自然との付き合いをやっていかないと、絶対できないと思うので。そのためには徹底的にやるような。ただ、一気にやれとは言いません。だから、どういうことが障害になっていて、どういうことだったらクリアできるかもしれない、そういうことを知恵出しあって探していかないと。だからそういう場をつくってくださいと。ミーティングでいくら言ったって、持ち帰って終わりですよ。漁業者の方がいらっしやっているとこのけど、将来的に長期的に良くなりませんと夢がないですよ。そういうことちゃんと議論して、県は始めてくださいということをお願いしておきます。以上です。

半田次長：はい。どうもありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。それでは、他にございますか。

参加者：江戸川区の今関と申します。1つは、行徳観察舎のことについて、今、意見がありましたけれども、あそこの自然、緑地ですね、あそこについての価値は認められているし、これからも存続してほしいという意見もたくさんあるわけですが、行革審の方では、あそこの観察舎の方を取り壊すような話が出ているんですね。とりあえず、それでも現地にはたくさんのお客さん、学習者が来ているわけです。もし、取り壊しが早急に決まった場合として、少なくとも仮設のトイレだとか、当座、あそこに訪れる方が緊急的に必要な施設を、そのぐらひはとりあえず造っていただいて、今後それをどうするかについて、様々な議論があると思いますが、検討していただいて、緊急的な対処というのを是非お願いします。毎日毎日というか、土日にはみんな来ますものでね。それに対する対応をお願いしたいと思います。もう1つは、三番瀬のラムサール条約登録のことについてですが、これが再生事業というこ

とで、再生事業が始ってから長くやってきているわけなんですけども、最近になってからは、利害関係人との話し合いが、調整が進んでいないということですが、これも数年同じような回答がされています。そして今日は意見交換の場でありますから、3月も終わろうという状況ですけれども、ちなみに、この一年間ですね、次の4点についてどういうことをやってきたかお伺いしたいと思います。1つ目は、この一年間、いつ、どういう団体の方と話し合いをしていただいたのか。それから2つ目は、団体の人たちの話、貴重ですね、これはどんな内容が出されたのかということが2つ目。3つ目として、県の方で、それに対してどのような説明をしたか、同意についてはどの程度になっているかが3つ目。4つ目として、その話し合いの中で、何が問題になっているのか。そういうことを教えていただきたい。そういうことを伺わないと、ここに参加している人たちも、今何が問題になっていて、私はこういうふうと思うとか、それはおかしいとか、話が進む材料がないですね。そういうことでラムサール条約登録を進めていくために伺います。

半田次長：はい。野鳥観察舎については、緊急的なもの、例えば仮設トイレであるとかそういうものについて考えてほしいということですが、これは御意見、御要望としてお伺いしておきます。ラムサールの方は、4点御質問ありました。いつどういうところと話し合いをしてきたのか、相手方の主張はどうか。それから、それに対して県はどのような説明をしたのか、どういったことが問題だったのかそういったことについて、説明をしてください。そういったことでよろしいでしょうか。それでは、お願いします。

自然保護課：それでは、ラムサール条約についてお答えいたします。まず、どういった団体かということでございますので、大きく分けると、3つに分けられると思います。1つは漁業協同組合。こちらは地元には3つの漁業協同組合さんがございます。2つ目としては、地元の市ということで、地元には4つの市がございます。それと、自然保護団体の皆さんということになります。それぞれが、どういった御主張をされているかということですが、漁業協同組合さんは3つあるので、全く同じということではございませんが、共通して言えるのは、自分たちの生活の場である三番瀬についての漁場の再生を優先させるべきだということで、登録に先だつてまず漁場の状況が良くなないと登録ということには進んでいかないという御意見だと思います。4つの市ですけれども、若干市によって、御意見が異なるところがございますけれども、船橋市さんについては、漁業関係の皆さんの意向は尊重されるべきであって、漁場再生を進めた上で、次の段階、次の段階というのはラムサール条約の登録ということにいくべきであるという御意見と伺っております。市川市さんにつきましては、干潟の再生ですね、こちらとあと漁場の再生、この2つが充足された上で、ラ

ムサール登録という形に進んでいくべきではないかという御意見と伺っております。習志野市さんと浦安市さんにつきましては、地元の3つの漁協さんと、各他の市が賛成されるのであれば、我々も賛成します、といった御意見というふうに伺っております。それと、環境団体の皆さんは、具体的に言いますと、我々が対応しているのは1つの団体さんからいろんな面談して意見交換をしてほしいといった御要望がありまして、今年度も確か3回くらいそういった形で面談させていただいております。そちらの方々には、ラムサール条約をできるだけ早く登録すべき、2020年に東京オリンピック・パラリンピックがあるので、これに間に合うように、次はドバイでラムサール条約の会議があるので、2018年ですか、それに間に合うように、急いでやるべきだという御意見でございます。3つ目のそれぞれどういった説明をしているのかということでございますが、県の方としましては、地元の皆さんがこのラムサール条約への登録ということについて、どのようにお考えになっているのかを的確に確認した上で、調整する必要があると考えておりますので、皆さんの御意見をいろいろとお聞きしまして把握に努めているということでございます。何が問題かということにつきましては、漁業協同組合さんの方としましては、先ほど話しましたとおり、漁場の再生ということになりますので、そちらの方が、まだまだいろいろ不十分であるので、それらを改善していく必要があるという認識です。各市の中でも、漁業協同組合さんの御意見、考え方も尊重されるべきだということにつきましては、今申し上げました漁業協同組合さんが、漁場の再生を優先すべきだとされているので、それと同じ考え方だと思います。保護団体の皆さんについては、登録推進ということですので、特に登録に当たっての問題ということは考えていらっしゃらないというふうに理解しております。

半田次長：どうでしょう。今の回答について。この中で漁業関係者の方もお見えになっていると思うので、御発言、いかがでしょうか。

参加者：行徳観察舎については、ありがとうございます。是非、前向きにお願いしたいと思います。ラムサール条約について大変細かく説明いただきありがとうございます。ポイントは、今何が問題になっているかということです。漁業協同組合の方は、生活の場ですからね。再生事業の中ではありませんが、漁業者の漁場の改善の問題があります。それは是非幅広く進めていただければと思います。これは大事なことだと思います。ただ、ラムサール条約登録の条件とか、それからラムサール条約が登録された場合に、漁業との関係でどのような問題があるのかということです。ラムサール条約が登録された場合に漁業組合、漁業について、全く相反するような状況というのはどんなことが生まれるか、そのことについて県の方はどのように御理解願って、どんな説明をしているのでしょうか。その辺のことを質問したいと思います。

す。

半田次長：登録された場合に、漁業にどのような問題が出てくるのかということです。お願いします。

自然保護課：まず、ラムサール条約の登録の条件というお話がございましたけれども、ラムサール条約に登録されるに当たっては、国際的な基準というものがございまして、その基準に該当しなければいけないということになっています。具体的には鳥の数が2万羽以上いるとか、いくつかあるのですが、これら条約そのものの登録要件は、現在、いろいろな環境調査、自然環境調査によりまして、クリアできていると考えています。しかし条約に先だって、それぞれの国の中の法律で、確かにラムサール条約に登録されるような形で、保全的な措置がとられているかということが更に前提条件になります。日本の場合は、鳥獣保護法という法律がございまして、その中でも国の指定の鳥獣保護区、中でも、特別保護地区ということで、かなりランクが高いところですが、これに登録される必要があるということになります。2つ目の御質問で、漁業関係者の皆さんに、登録ということと漁業を営んでいくことについて、どのような関係、問題があるのかというような御質問だったと思うのですが、我々も何年にもにわたりまして、漁業関係者の方々とは、話し合いとかさせていただいているのですが、その中で、鳥獣保護法に登録されたところで、通常の漁業活動は特段支障がなく行えると、ただし一定規模以上の工作物を造る場合に当たっては、許可を得ないと、そういうものは造れませんということは御説明させていただいております。

半田次長：はい。それではお願いします。

参加者：ラムサール条約が登録された場合に、漁業者の皆さんにどんな支障をきたすのですかということで、今、聞きましたら鳥獣保護法の中で、工作物の話がありましたけれども、そういう工作物は、漁業協同組合の方からどうしても必要な工作物があるんだと、それが造れなくなるようだったら困るとか、そういうような話はあるのですか。その辺は、どのように組合の方に県として説明しているのでしょうか。

半田次長：今の質問に対してはどうか。具体的な工作物の話がでてくるのかということですが。

自然保護課：一定の工作物の内容につきましては、海面上5m以上になるようなものが含まれます。それは例えば潯標のような、高くなるものを造る場合等については、許認

可、もしくは届出が必要になります。それから漁港のようなものでも、該当してまいります。そのような内容であるため、そういうことに対して、手続などが煩瑣でないかと疑問を呈されたことがございます。

半田次長：今の回答に対してどうですか。

参加者：工作物のことについて、鳥獣保護法の規定はあるんだろうと思いますが、具体的にその問題で組合の方はこういう工作物が造れないと困る、手続が面倒臭いとか具体的に話し合いの中で出ている問題なのでしょうか。

自然保護課：この内容で、漁業者の方が、登録について時期尚早だと言っているわけではございませんし、そうだというように聞いたわけではございませんが、ただ、そういう事実があるという内容が、話し合いの中では出てきたという話でございます。

半田次長：御発言がありますか。

参加者：実際にまだ問題になってないということですから、再生を優先という問題とは違うと思いますので、これはまた出てきた時に議論すればいいということだと思います。それは除いていただいて、漁場の再生が優先なんだという話が出ていますが、そういう問題はあると思います。それが、ラムサール条約登録によって、支障がでるようなものなのですか、そうじゃないのでしょうか。その辺、具体的にどのような問題があって、お互いにどのような質問をしているのか、その辺をちゃんと聞きたい。それから言葉のやり取りで理解が進めばと思いますので、他の方でも意見があれば、出していただけるようにお願いします。以上です。

半田次長：どうでしょうか。それでは、お願いします。

参加者：漁業協同組合の滝口です。今まで、皆さん方の意見を聞いていて、今、質問された方に少しお答えしようかなと、あと皆さん方に認識していただくかなと思います。この三番瀬の会議というのは、堂本知事が埋め立てを白紙撤回したところから、三番瀬の再生というものについて考えようというようになってきたのかなと認識していますけれども、その中で、今日は、資源について、若干意見が同意できるようなところ、また砂の供給とかね、青潮の問題について考えていただけてるなという部分は理解できたところもあります。今までのこの三番瀬ミーティングの意見交換の中で、どうしてもラムサールに登録することが目的であるように、漁業者の立場からすると聞こえてくるような感じがしました。その中で、何が問題なんだとか、

構造物は何を造るのかとか、議論がされてきたのかとか、今まであったのかということですが、ただこの三番瀬ミーティング、三番瀬再生会議、三番瀬再生会議には出ていないですけども、このミーティングの中でも、例えばこの2回前3回前でも、覆砂をすることについて、皆さんの見解と漁業者の見解は全く違うんですよ。覆砂をすることに対して、埋立だという認識で議論が進んできたことが現状だと思っています。そうするとその再生することに対しても、構造物を造るっていう議論になる前に、もうその覆砂をすとか、土壌を開墾すとか、ずいぶん前ですけども、アオサが大量発生したときに、アオサを除去するのに水路を作って除去しようと、漁業者としていろいろな方法で漁場を再生しようと考えてきたんですが、今までそれに対してその都度、自然を破壊するような行為だというような批判を浴びてきた中で再生が進まなかったというふうに感じています。今日の会議で、漁業者がどうしたら再生につながったと考えるのかという御質問にお答えすれば、例えばラムサール登録をしようと考えた当初のアサリの生産高、カレイの生産高とか海苔の生産も含めますけど、その当時まで再生されれば、漁場再生ができてきたのかなというふうに考えています。大体20年くらい前のアサリの生産高、魚の漁獲高、海苔が20年前のように良い海苔になればと思います。20年前という埋立計画ありませんから、開発行為全然していませんから、その当時の漁場の生産高が再生できるようなところまでもっていったら、ラムサール登録について考えてみたいなというふうに思っています。

半田次長：漁業者から御発言がありました、そのことについて何か御発言ありますか。

参加者：中村といいます。私は三番瀬海浜公園の近くで鳥の写真を撮ったりして遊んでいるのですが、すごく楽しいんですね。命を育てている方々がたくさんいます。そういう人たちが生きるための活力を三番瀬でもらっていますので、御理解をお願いします。

半田次長：ありがとうございます。他にございますか。

参加者：及川と申します。自然保護課にいくつかお聞きしたい。23年に深淺測量をやってから今までやっていませんね。深淺測量は何年おきにやっているのか。この前やったのは、震災の影響で前倒しでやっていますが、最低5年おきくらいでやらないといけないと思います。それと青潮発生時の生物の調査について、26年で止まっています、その後は全然やっていませんよね。青潮発生は毎年ですからね、我々漁業者は青潮が一番問題になっています。前の会議でもお話したと思うのですが、千葉県だけで青潮についてどうこうできるわけではございませんから、近隣の神奈川、東京

を含めて、話し合いで少しでも少なくなる方向にしてくださいとお話ししたと思うのですが、その辺はどうなっているのか聞きたいです。

半田次長：漁業関係の方からの御質問ですが、深浅測量の頻度について、青潮の生物調査についてです。青潮については自然保護課でよろしいですか。それでは、お願いします。

自然保護課：深浅測量と青潮の調査について、自然保護課からお答えします。深浅測量は、一つの総合解析の期間の中で一回ですので、5年から7年の間で行われております。深浅測量は、23年度に行いましたが、震災の影響で前倒して、一番早い時期に行いましたので、5年以上やっていないこととなります。青潮影響の調査もそうなんです。底生生物の調査も一つの総合解析の期間の中で1回行うように計画されていて、毎年というような計画になっていません。申し訳ないのですが、そこまでの調査は行っておりません。また、深浅測量については、この次の総合解析ときにある程度補足でデータが取れるようなことは検討しております。

半田次長：先ほど、ラムサールの話もありましたが、他に御意見等ございますか。

参加者：漁業協同組合から意見が出されました。ありがとうございます。この中で覆砂の話が出ておりました。県にお聞きしたいのですが、鳥獣保護法に基づいて、許可とかの対象になって、覆砂ができないとなっているのですか。そしてそのことについて漁業協同組合にどのようにお話ししているのでしょうか。

参加者：法律的にできないとかできるとかじゃなくて、例えば行徳漁協とかが覆砂を試験的にやったんですよ。それについてやってはいけないとかではないんですよ。やったことに対して、ラムサール登録が前提の人たちから、その覆砂事業は失敗したとかそういう意見がミーティングで出ているわけですよ。そういう過程があるんですよ。だからラムサール登録をされては困ると、漁場再生が先ですということになる。今日は良い意見が出たと思います。皆さんがラムサール登録を一日でも早くしたいと思うのであれば、三番瀬の漁場の再生を漁業者は願っているんだから、それに対して協力してくれればいいじゃないですか。なんでも登録を早くしてくれ早くしてくれと。漁業者はそこで生活しているわけですよ。そしたら漁業者の立場に立って。今日は後藤さんから良い意見が出ていましたが、覆砂、川から流れる砂の供給というのはミーティングの中でも、干潟を守るためには必要なことだと。青潮の問題も根本的に解決していくことを始めましょうと。それを県に提案していただいて、今

日は良い会議だなというふうに思っていました。それと県も答えられない部分もあると思いますが、ひとつ青潮のことで私が答える立場ではありませんが、3組合で三番瀬の干潟の一番の問題は、貧酸素水塊と青潮の問題だなと思います。それに向けて、県も水産局漁業資源課が一生懸命になってくれて、青潮の問題も少しでも解決するようにこれから3組合と漁業資源課が一緒になって、進めている計画もあります。もうひとつ、先ほど小さいアサリを採られてという話がありましたが、漁業者が一番困る問題ですから、それについても今日は良い意見が出たなと思って、今日はあまり意見を言わないで帰ろうかなと思ったんですが、こういうこれまでの経緯がありましたから、やはり漁業者とすれば、三番瀬の干潟を守っていくというのは、いままで漁業者がそこで漁業を営んで守ってきたという自負もあります。漁場再生を先にさせていただいて、登録しなければ自然環境が守れないということではないと思うんです。登録しなくたって皆さんが協力して守っていこうとなれば、干潟を守ることが目的なんですよ。登録することが目的じゃないんですよ。その辺をよく考えていただきたい。もう一つ行政にお願いしたいことがあります。小さなアサリの問題ですが、アサリは干潟の環境を維持するとともに、漁業資源でもあります。聞きづらいかもしれませんが、皆さんに聞いておいていただきたいのですが、漁業権があるところと無いところがあるんです。これは堂本知事が、埋め立てを白紙撤回にして中途半端な形で埋立計画を終わらせて。埋め立てと同時に漁場再生も考えていたわけですよ。潮の流れとか絵ができていた。それを皆さんが反対して、堂本知事が白紙撤回して。もしかしたらその方が干潟の保全ができていたかもしれない。視点が違ってくると、後世になって間違った結果を生み出すことになるから、これからも十分今までの検討結果を踏まえて結論とか方向性を出していくと思います。よく考えてほしいです。漁業権が無いところの管理ですが、資源を管理していく上でなかなか難しいところがあるんです。漁業権があるところは、漁業協同組合で密漁対策をやっています。漁業権が無いところは、漁業協同組合ではなかなか密漁対策できません。それは今日御出席の方々が、注意していただけると、本当にありがたいなと思います。それを皆さんにお願いして、三番瀬の漁場再生を願っているんだったら、そういう資源を大事に守っていただけるような行動をやっていただけると、漁業者としては本当にありがたいなと思います。それと同時に行政の方には、漁業権のないところの管理の仕方について、きちんと考えて答えを出していただきたいと思います。

半田次長：どうもありがとうございました。今の御発言に対して何かありませんか。

自然保護課：覆砂のことにつきましては、鳥獣保護法による国指定鳥獣保護区の特別保護地区になった場合でも、海面下の覆砂行為については特に許認可は必要ございません。

ん。

半田次長：他に御質問等ございますか。

参加者：ひとつ滝口さんに質問ですが、先ほど20年くらい前の生産高になればいいとおっしゃっていたけれど、今は漁業者がだいぶ少なくなっていると思うのですが、20年くらい前は何人くらい居たんでしょうか。それからもう一つ、覆砂について、事実、再生会議でやめたことがあります。それはサキグロタマツメタガイが入っているということで、それがアサリを食べるわけですね。それで覆砂はやめたことがございます。これは事実です。漁業者の問題とか漁獲の問題もあるので、20年前と今とを比べるのはどうかと思うので伺いたいです。

半田次長：滝口さんから、お答えできますか。

参加者：20年前というのは目安ですよ。私は海苔養殖専門だったんですが、海苔一つとっても、20年前は東京湾の中でも品質の良い海苔がとれていたんですよ。品質の良い海苔が採れたのが20年前だったなど。それと同時に20年前、もう少し前からですが、マコガレイとイシガレイのカレイ類が極端に漁獲が減ってきたんですね。だから20年前というのは、漁業協同組合がいろいろな海苔にしても、アサリなどの貝類にしても、今の地形になって、その当時が、まだ今よりも数段豊かな漁場だったのかなと思っていますので、そのくらいのレベルの漁場や環境に回復できれば、漁業者も生活もできていきますし、後継者についても、漁獲量がなかったら生活できませんので、後継者も育ちませんし、その頃の漁場環境にというのを思い浮かべてあの発言をしたわけです。

参加者：私が聞いたかったのは、だいぶ漁業者が少なくなっている中の人数と、多かったときとを比べるのは、それはどういうことなのかなと思ひまして。

参加者：全体の水揚げとかではなくて、その漁業者が減ってきたというのは、いろいろな問題がありますし、20年くらい前は、船橋の漁協だけでも、確か400から500人ほど組合員いましたかね。それは高齢化とともに、組合員数は減ってきていますし、一番分かりやすいのは、カレイが取れなくなって、底引きの漁業者の水揚げが減ってきたとか、そういう直接的なことでもいいんじゃないですか。それが一番環境が変わったということが理解できるのかなと思ってそういう発言をしました。組合員数が減っているのは環境と別の問題がありますから。組合員数が減ってくれば、自然と総水揚げは減ってきますから、対象にならないかなと思ひまして、そういう御

説明をしたわけです。

半田次長：他に御発言等ございませんか。

参加者：船橋市の田原と申します。2点申し上げたいのですが、漁業に従事している方々の御苦勞については、このミーティングの場でもでていて、また実際にお話を伺っていて、よく分かっているつもりです。私は漁業者ではなく市民の立場ですが、これから先、三番瀬のことを考えていくときに漁業がきちんとやっていける場じゃないと、環境が守られるわけではないというふうに思います。市民の立場から言えば、例えば、消費者としての立場で、漁業者、生産者の方との協力関係などを考えていけると思います。後藤さんがおっしゃっていましたが、これから先三番瀬をどうするかということを考える上で、4市ありますので漁業者の方も市民も行政も含めて、まとめて話し合いが持てるのは、県の方が音頭を取ってくださるのが一番話し合いの場が作りやすいんだと思うんです。なので、これからはぜひ三番瀬をどうするかという立場で、県として話し合う場を作っていただきたいと痛切に感じています。それが1点です。2つ目は、小さな貝の話が出ていましたけれど、チラシをだいぶ前にいただいて、それを潮干狩りに来た人に配って、小さな貝は採れないんですよという話をしたことがあります。だけど、一市民が言ったって、親子連れで来ているような人は、そうなのねと言ってくれますが、大量に採るつもりで来ている方は、耳を貸さないですよ。さっき、滝口さんが言っていましたが、漁業権が無いところの管理、それはどういうやり方かは私は分かりませんが、行政の方が何らかの具体的なしくみを作っていただかないと。例えば海浜公園なんかは、漁業権が関係ないので、マガキなんかはすぐなくなっちゃいますからね。今すぐ行政として、対策を考えていただかないと大変なことになってしまうと思っています。よろしく願います。

半田次長：どうもありがとうございました。2つ御意見いただきました。他にございますか。

参加者：ラムサール条約が目的になっているという発言がありましたので、私の意見ですが、ラムサール条約に登録するという事は、三番瀬という自然環境を守るための一つの手段ということでもあるのではないかと思います。なぜかというと、1970年代ですが世界の専門家たちが、世界的にどんどん湿地が減っていくという現象を心配した人がラムサールという場所に集まって、湿地を保護するために、ラムサール条約に登録して後世に残していこうよということで始まったと聞いています。日本は1980年に条約に入って、始まったと思うんです。その話を聞いて、三番瀬を見た場合に、四季折々でこんなに素晴らしいところは、永久に残したいと思ったわけで

す。漁業との関連を見た場合でも、共存できるような内容になっているんです。ですから、漁業者に支障があることはやってはいけないので、三番瀬が登録したとしても、漁業の振興もありますし、一緒にやっていけるのではないかと思って、私はラムサール登録の発言をしました。これからも疑問があると思いますので、これからも話し合いを続けていきたいと思います。よろしくをお願いします。

半田次長：ありがとうございます。いかがでしょうか。時間も迫ってまいりましたが、それでは、滝口さんをお願いします。

参加者：漁業者の立場で意見をさせていただきますが、ラムサール登録をすれば環境を維持できたり、悪くなったこの環境を良くできたりするというお話を以前からされていますけど、実際にそうなのかなど。それは、例えばそれを管轄するのが水産庁なのか環境省なのか分かりませんが、先ほど後藤さんがおっしゃっていたように、行政が本気でやるかやらないかを示していただけないと無理だと思っています。登録したから環境省が予算付けて、三番瀬再生のためにやってくれるのかと。今後の課題として、今日出ていますが、公表されてから良く考えていただければと思っています。このミーティングの中で14万人とか15万人の署名があると、だからラムサール登録してくれという話が出ていたと思いますが、もし漁業者を守ることが、干潟登録に対して有効というのであれば、15万人の人に、先ほど消費の話が出ましたが、行徳さん、南行徳さん、私達船橋漁協から揚がるホンビノスガイだったり、海苔だったり魚を求めていただいて、漁業者が、皆さんよくやってくれているなど思っていたら、少しは漁業者にも理解が出てきて、お互い良い方向に進んでいくのかもしれないと思いますので、これはお願いしたいと思います。

半田次長：それでは、そちらの方をお願いします。

参加者：坂本と申します。三番瀬は、私はたまにしか行っていませんが、子供たちが、学校からバスで遊びに行くと、直に親しませて、海の楽しさ怖さなどそういったものを教えているのかな。家族では行っているけれど、学校の友達と騒ぐとかそういう遊び方をもっとした方がいいのかなと思います。

半田次長：それでは、そちらの方をお願いします。

参加者：及川です。私は南行徳なんですが、塩浜の護岸の前は深い溝があるんです。だから仮に降りられたとしても、前面の浅いところに行くまでに溝があるので、そこからは行けません。その代わりに、塩浜2丁目の方で、護岸から降りられる砂付けを

やったらどうかということが、この前のミーティングの話だったと思います。もう一つは、自然保護課に聞きたいのですが、総合解析の中に、漁場を含めて浦安のカキ礁の広がり方は調べているのでしょうか。年々大きくなって、潮通しが悪くなって、それが三番瀬の悪化の一つの要因になっていると思うんです。大きくなっているのは分かるんですが、実際測っていないので、どの程度大きくなっているのか調べないといけないんじゃないかと思います。

半田次長：カキ礁の関係で、自然保護課からお願いします。

自然保護課：カキ礁の位置などについては、23年の深浅測量をやったときに、その調査の中で、その時点でのカキ礁の大きさ、場所は入れているんですが、それ以降、カキ礁についての調査は行っていません。

半田次長：なかなか満足いくような回答ではないかもしれませんが。

参加者：やはり総合解析だから、23年にやってそのときのことは分かりますというだけでは、我々からすると納得できないので、せっかく解析するのだから、なるべく一番近いところの現象も捉えるようにしてください。

自然保護課：御意見として承り、検討させていただきます。

半田次長：時間が過ぎていますが、よろしいでしょうか。本日はいつにも増して、御意見御発言があったと思います。他に御発言いかがでしょうか。よろしいでしょうか、それでは事務局の方から何かありますか。

事務局：次回のミーティングの開催予定等が決まりましたら、県ホームページやチラシなどでお知らせしたいと思います。特に事務局からはございませんので、本日の三番瀬ミーティングは、終了とさせていただきます。
皆さん長時間ありがとうございました。